

環境基本方針

1. 環境宣言

私たちは、地球環境問題を経営上の重要課題として位置づけ、「志」、「社会」、「お客様」、「人」を大切にされた事業活動を通じ環境と調和する安全で持続的な社会の実現をめざし、価値の高い製品、サービスを提供し続ける。

そのために、事業活動の全ての面でリスクと機会を考慮し最良と思われる方策を模索し、計画的に実施していく。また、一人一人地球環境問題を自分の問題と認識し、たとえ小さなことでも、できることから取り組んでいく。

2. 環境方針

当社は、四輪車・二輪車・農建船用計器の部分品および民生機器の製造・販売の事業活動を行うに当たって、「地球との共生・生物多様性」を考慮し、ライフサイクル視点で資源の有効活用と地球環境保全を目指して、以下の方針に従い環境保全活動を行う。

- (1) 環境に関連した法令・条例、当社が同意した行政機関・業界の要求事項および顧客の要求事項を遵守すると共に、自主基準を定めて環境保全に努める。
- (2) 事業活動が環境に与える影響の中で、特に以下の項目について、改善活動を技術的・経済的に可能な範囲で展開する。
 - ① 製品製造および購買に於いて環境負荷低減型の製品の創出・資材調達を顧客ならびに取引先と連携し推進する。
 - ② 廃棄物の発生を抑えると共に、発生した廃棄物の分別・再利用・リサイクルに努める。
 - ③ エネルギー・天然資源の節減に努める。
 - ④ 環境への汚染物質の排出を管理する体制を確立し、汚染の防止・予防に努める。
 - ⑤ 関係企業、業務請負業者へも環境方針を周知し、理解と協力を要請する。
 - ⑥ 周辺・地域住民、その他当社の環境問題に関心を有する者との間に同意された事項を遵守する。
 - ⑦ 全ての従業員が、環境方針に沿って業務を遂行するため、および環境意識の高揚を図るために教育訓練を実施する。
- (3) この環境方針達成のため、必要な組織単位毎に環境目的・目標を定め環境保全活動の組織的改善を図る。また、環境目的・目標は定期的に見直し、必要に応じて改訂を行う。

3. 環境方針の周知と公表

環境方針は、社長が策定する。環境方針は文書化し社内に掲示すると同時に、これを記載したTQMノートを全従業員に配布することによって周知する。または、部門長が朝礼、会議等で説明し徹底する。環境方針を当社ホームページに掲載し、公表する。

4. 環境方針の見直し

環境方針の改訂は、定期に年一回(原則として二月)、経営者による環境マネジメントシステムの見直しの一環として、環境システム見直し会議に於いてその必要性につき審議し、システム管理責任者がその決定を行い社長の署名をもって改訂する。

2018年4月1日
エヌエスエレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 速水 敬喜